

「うちは補助対象になるの？」  
という方も、まずはお気軽にご相談を！市役所に来るのが難しい場合は、お電話ください。



●対象者

市内に事業所があり、下表の条件を満たす中小企業者が対象です。  
(補助対象とならない業種もあります)

業種	資本金または出資総額	従業員数(常用)
製造・建設・運輸ほか	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業等	3億円以下	300人以下

◆対象となる主な業種

▶飲食サービス業(レストラン、居酒屋、寿司店、スナックなど) ▶宿泊業(旅館、ホテル) ▶製造小売業、製造業(菓子店など) ▶生活関連サービス業(クリーニング店、理・美容業など) ▶その他のサービス業(ピアノ教室、自動車整備工場など) ▶商店街等の任意団体、協同組合 ▶税理士事務所、会計事務所 ▶保険代理店または代行サービス ▶療術院 など

●事業メニュー・補助率

「①被災企業等復旧支援事業」「②被災商店街等再生緊急対策事業」の2種類があります。どちらも補助率は1/2です。また、復旧費が5,000万円以上となる場合は「大規模被災企業支援事業(補助率1/10)」の対象となり「①被災企業等復旧支援事業」との併用が可能です。詳しくは、ご相談ください。

	①被災企業等復旧支援事業	②被災商店街等再生緊急対策事業
製造業、建設業、宿泊業	復旧費1,000万円～4,000万円の場合 補助額500万円～2,000万円	復旧費1,000万円未満の場合 補助額500万円未満
卸・小売業、サービス業	復旧費100万円～400万円の場合(※) 補助額50万円～200万円	復旧費100万円未満の場合 補助額50万円未満
商店街等		復旧費4,000万円以下の場合 補助額2,000万円以下

※建替え・入替えによる復旧で、一定の要件を満たす場合は補助限度額2,000万円に引き上げとなります

◆対象となる主な経費

▶店舗の改装(復旧) ▶重機、車両の修繕 ▶パソコン、複合機等OA機器 ▶既に修繕・復旧した被災資産(8月30日以降に復旧したものに限り) ▶資産計上する機械・整備等の買替 ▶資産計上している機械・設備等の修繕(例:冷蔵庫、エアコン、ショーケース、接客椅子など) ▶中古品の購入(重機、車両除く) など



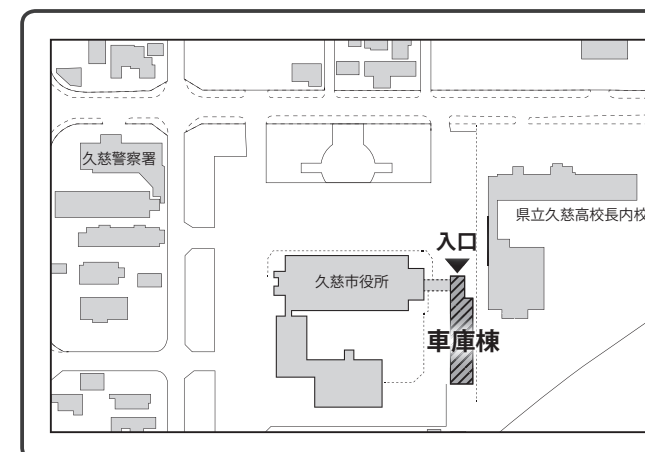
台風10号被災事業者向け支援制度

「地域なりわい再生緊急対策補助金」

個別相談・申請受付窓口を開設しています

昨年8月末の台風10号により被災した商工業者の早期復旧を支援する「地域なりわい再生緊急対策補助金」の申請を受け付けています。金額の上限はありますが、対象となる復旧費の半額が助成される有利な制度です。

市役所では申請の支援も行っています。「対象になるか分からない」「申請書の書き方が分からない」といった場合でも、まずはお気軽にご相談ください。



個別相談・申請受付窓口

商工振興課 ☎75-3891(直通)  
☎52-2111(内線411/352)

- 受付場所…久慈市役所 車庫棟2階 臨時相談室  
※車庫棟は庁舎の東側にある別棟です。1階からエレベーターで2階までお越しく下さい。
- 開設期間…3月31日(金)までの平日(予定)
- 受付時間…午前:9時30分～12時  
午後:13時～16時

手続きの概要は次ページへ